

嘉麻市小さな拠点形成促進事業について

令和2年5月26日
地域活性推進課

1 概要 (令和2年3月 予算特別委員会資料抜粋)

予算名等	令和2年度嘉麻市一般会計予算
提出課名	地域活性推進課
事業名	地域整備事業
説明	小さな拠点形成促進事業補助金
予算計上額	216千円
概要	<p>【補助の目的】</p> <p>福岡県は、人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域において、買い物、福祉、交通手段等の日常生活に必要な機能・サービスを確保し、将来に渡って地域住民が暮らし続けることができる「小さな拠点づくり」の形成が地域の喫緊課題であると位置づけ、地域住民が主体となった検討組織（地域運営組織等）が小さな拠点づくりにつながる将来地域計画検討等に伴う経費の一部を補助するようになっています（令和元年7月12日施行（福岡県））。</p> <p>嘉麻市においても同様の課題が想定されることから、福岡県の補助制度を活用し、小さな拠点の形成について具体的な成果が見込まれる地域住民等の活動、将来地域計画作成を支援し、他地域においても参考となる活動、計画等を検討・作成することを目的とします。</p> <p>【今後の事業展開】</p> <p>福岡県の小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱に基づく事業実施地域（各コミュニティ単位である小学校単位をイメージ。※嘉穂地域については嘉穂小学校統合前の小学校区を想定）を公募し、検討組織（地域運営組織等）を決定し、地域実情に応じた将来地域計画等の検討等を支援します。</p> <p>【財源】</p> <p>小さな拠点形成促進事業補助金（県補助対象年度：令和元年度～令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率 県1／2・上限額 100万円上限

戻る

(1) 令和2年4月1日 嘉麻市HP、SNS公表

嘉麻市
Kama City

本文へ ご利用ガイド サイトマップ Foreign Language 文字サイズ **拡大** **標準** 背景色の変更 白 青 黒
防災情報 休日在宅医のご案内 Custom Search

ホーム 暮らし・手続き 文化・観光 しごと・産業 市政情報

現在地 ホーム > 組織でさがす > 本庁・分庁 > 地域活性推進課 > 嘉麻市小さな拠点形成促進事業の募集

嘉麻市小さな拠点形成促進事業の募集

記事ID : 0014019 更新日 : 2020年4月1日更新

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金

「小さな拠点」とは、
人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要な、買い物、福祉、交通手段等のサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、市や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組です。
(例：農産物などの販売・特産品の加工販売、食堂・喫茶店、都市部との交流イベント開催、ガソリンスタンド、移動販売、高齢者の見守り 等)

福岡県では、「小さな拠点」づくりの形成が地域の喫緊課題であると位置づけ、地域住民が主体となった検討組織等が行う、小さな拠点づくりにつながる将来地域計画の策定に伴う経費の一部を補助する制度を設けています。

嘉麻市においても同様の課題が想定されることから、福岡県の補助制度を活用し、小さな拠点の形成について具体的な成果が見込まれる地域の活動、将来地域計画策定を支援し、他地域においても参考となる活動、計画等を検討・策定する補助事業を実施します。

お住いの地域での「小さな拠点」づくりについて皆さんでご検討され、地域の再生に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。

1. 補助対象団体	取組を行う地域組織（各コミュニティ単位である小学校単位等。 ※嘉穂地域については嘉穂小学校統合前の小学校区を想定）
2. 補助金対象経費	会議・研修・視察等、計画策定に必要な経費
3. 補助金の額	補助対象経費の全額補助
4. 事業の流れ	事業完了期限 令和3年3月まで 交付申請→審査→交付決定→事業実施→事業完了・実績報告
5. 申請の期限	令和2年6月30日まで ※事前に地域活性推進課地域整備係にご相談ください。

[嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程 \[PDFファイル / 270KB\]](#)

[地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き（概要版）内閣府 地方創生推進室 \[PDFファイル / 1.79MB\]](#)

[地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き 内閣府 地方創生推進室 \[PDFファイル / 12.89MB\]](#)

[行政区長送付文書1 \[PDFファイル / 417KB\]](#)

[行政区長送付文書2 \[PDFファイル / 201KB\]](#)

重要なお知らせ
2020年5月14日更新 新型コロナウイルス感染症について

このページを見ている人は
こんなページも見えています

- 新型コロナウイルス感染症について

AI(人工知能)は
こんなページもおすすめします

- 令和2年度嘉麻市特産品開発補助金の申請受付開始について
- 嘉麻市結婚新生活支援事業補助金のお知らせ

安全・安心まちづくり団体事業補助金の交付申請を募集します

パブリックコメントを実施します。

令和2年度嘉麻市住宅改修補助金の申請受付開始について

見つからないときは

ページの先頭へ

よくある質問

Get Adobe Acrobat Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

- 2 -

(2) 令和2年4月21日 全行政区長に郵送案内

嘉麻市小さな拠点形成促進事業の募集について

～お住いの地域で「小さな拠点」づくりに取り組んでみませんか～

「小さな拠点」とは、

人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要な、買い物、福祉、交通手段等のサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、市や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組です。（別紙イメージ図）

嘉麻市では「小さな拠点」づくりの形成が地域の喫緊課題であると位置づけ、福岡県の補助制度活用しながら、地域住民が主体となった検討組織等が行う、小さな拠点づくりにつながる将来地域計画の策定を支援し、他地域においても参考となる活動、計画等を検討・策定する補助事業を実施します。

1. 補助対象団体

取組を行う地域組織

（各コミュニティ単位である小学校単位）

※嘉穂地域は嘉穂小学校統合前の小学校区を想定

2. 補助対象経費

会議・研修・視察等、計画策定に必要な経費

3. 補助金の額 補助対象経費の全額補助

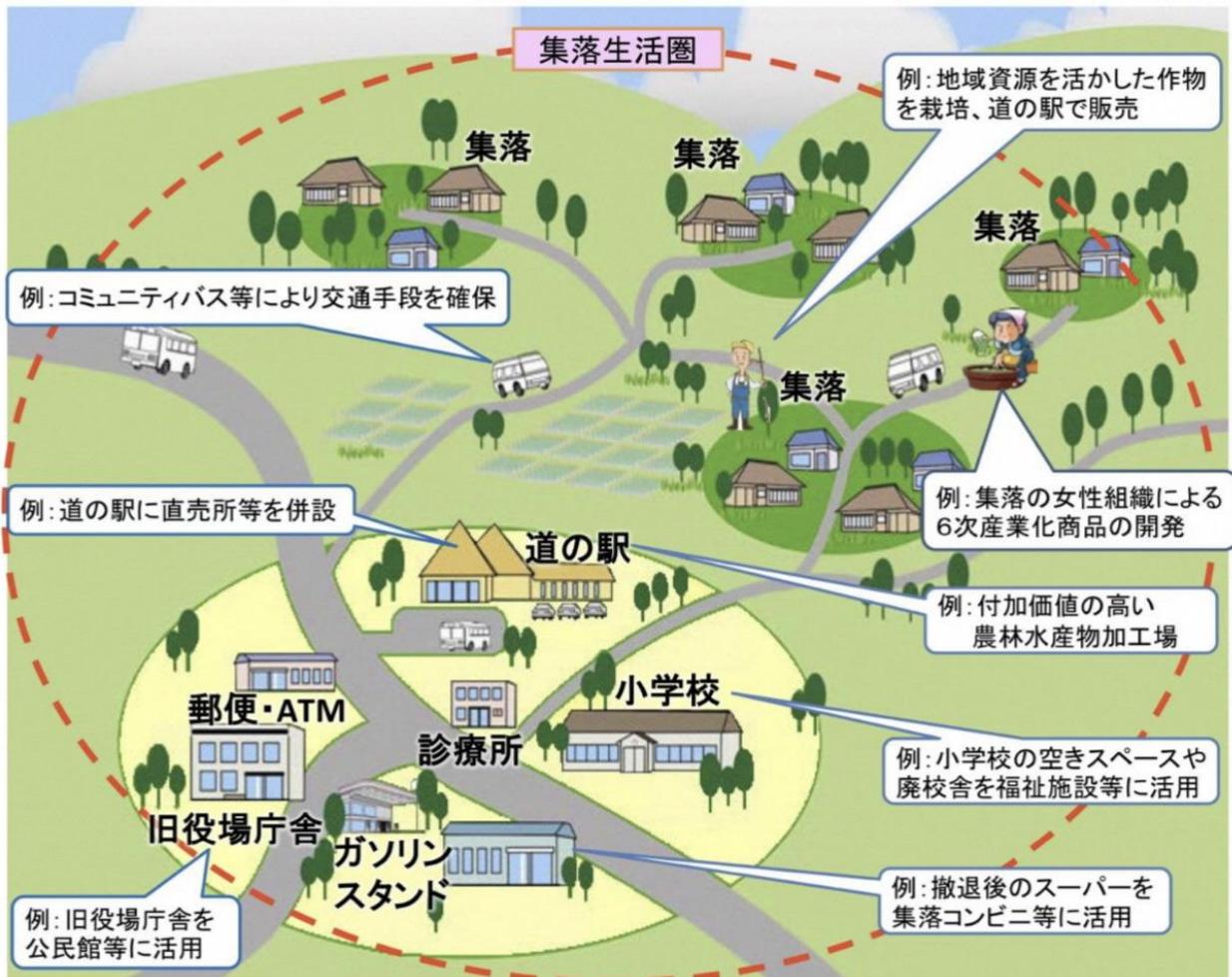
4. 申請の期間 令和2年4月1日から6月30日まで

5. 事業完了期限 令和3年3月まで

（担当課） 嘉麻市地域活性推進課 地域整備係（電話 42-7404）

(2) 令和2年4月21日 全行政区長に郵送案内

図：「小さな拠点」づくりの取組イメージ



【出典 内閣府地方創生推進室】

- ・詳しくは嘉麻市ホームページ (<https://www.city.kama.lg.jp/>)
キーワードで探す⇒「小さな拠点」で検索
- ・各総合情報コーナーに設置

(2) 令和2年4月21日 全行政区長に郵送案内

小さな拠点形成促進事業補助金に関するQ & A

Q 1	小さな拠点とは何ですか？
A 1	小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組です。
Q 2	小さな拠点は、どれくらいの活動範囲を想定していますか？
A 2	市内の小学校区単位で考えています。（嘉穂地区に関しては旧小学校区ごと）
Q 3	地域運営組織とは何ですか？
A 3	地域の生活や暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織です。
Q 4	地域運営組織は、どのようなメンバーで構成すればよいでしょうか？
A 4	自治会の役員など、普段、地域運営に中心的な役割を果たしているメンバーだけでなく、地域のコミュニティを構成する様々な組織・団体や、幅広い世代の方、女性、若者に声をかけて参画を図ることが大切です。（例 P T A、地域活動団体、学生、N P O、企業等）
Q 5	小さな拠点をつくりたいのですが、どのようなステップでつくればよいのでしょうか？
A 5	別紙参照。「小さな拠点づくりを進めるにあたってのポイント」
Q 6	小さな拠点をつくる上で、連携しておきたい他の地域や主体はありますか？
A 6	小さな拠点をつくるためには、従来の地域コミュニティだけではなく、行政はもちろんのこと、異なる強みを有する地域との連携、または、都市部や外部の組織・団体との連携といったことも視野に入れて考えていくことが必要です。
Q 7	小さな拠点をつくる上で、行政からはどのようなサポートがありますか？
A 7	地域が求める人材や、活動を行う場所、資金の確保など、様々な場面で、住民が主体的に取り組むができるようにサポートを行います。住民の主体性と、行政のサポートが合致することによって、将来的に住み続けられる「小さな拠点」の形成が進められます。
Q 8	小さな拠点形成促進事業に取り組むメリットは？
A 8	メリットとしては、裏面にある取り組みを継続することにより、その地域の住民に仕事を提供する雇用創出効果や、所得向上によって地域の経済を活性化させることができます。一方で地域運営組織形成のための労力がかかること、継続して活動するための人材確保や地域住民全体の意識向上の取組に対する困難さがあります。

(2) 令和2年4月21日 全行政区長に郵送案内

小さな拠点づくりを進めるにあたってのポイント

出典【内閣府 地方創生推進室】

小さな拠点づくりに向けた地域住民による活動ステップ

ステップ1【意識の喚起－内発的な計画づくり】

地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定

今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

ステップ2【取組体制の確立】

地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成

持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

ステップ3【生活サービスの維持確保】

日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進します。

ステップ4【仕事・収入の確保】

地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促します。（複数の事業を組み合わせて実施する取組や横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要があります。）

(3) 令和2年5月 広報嘉麻5月号掲載

小さな拠点でつなぐ、つながる、嘉麻市の明るい未来。



嘉麻市小さな拠点形成促進事業を募集します

「小さな拠点」とは…

人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要な、買い物、福祉、交通手段等のサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、市や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組です。
(例：農産物などの販売・特産品の加工販売、食堂・喫茶店、都市部との交流イベント開催、ガソリンスタンド、移動販売、高齢者の見守り等)

福岡県では、「小さな拠点」づくりの形成が地域の喫緊課題

であると位置づけ、地域住民が主体となった検討組織等が行う、小さな拠点づくりにつながる将来地域計画の策定に伴う経費の一部を補助する制度を設けています。

嘉麻市においても同様の課題が想定されることから、福岡県の補助制度を活用し、小さな拠点の形成について具体的な成果が見込まれる地域の活動、将来地域計画策定を支援し、他地域においても参考となる活動、計画等を検討・策定する補助事業を実施します。

お住まいの地域での「小さな拠点」づくりについて皆さんでご検討され、地域の再生に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。

補助対象団体

取組を行う地域組織

（各コミュニティ単位である小学校単位等）

※嘉穂地域については嘉穂小学校統合前の小学校区を想定

補助金対象経費

会議・研修・視察等、計画策定に必要な経費

補助金の額

補助対象経費の全額補助

（令和2年度 予算額 計216千円）

事業の流れ

事業完了期限／令和3年3月まで

交付申請▶審査▶交付決定▶事業実施▶事業完了・実績報告

申請期限

令和2年6月30日(火)まで

※事前に下記連絡先までご相談ください。

●問／地域活性推進課 地域整備係

☎42-7404



山田支所での申請・手続等をされるみなさまへ

各新支所の完成が半年程遅れており、大変ご迷惑をおかけしております。

また、4月からの市バス路線については、新支所（山田生涯学習館横）に合わせた路

線となっており、現在の山田支所（山田庁舎）を通るバスが少ないとから、みなさ

まにはご不便をおかけしております。山田

地域からは新路線「市内循環線東回り」で稻築の新庁舎に行くことも可能となっております。

沿線にお住まいの方は新庁舎での申請が便利ですのでどうぞご利用ください。



嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程については、次ページ以降のとおり

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、地域コミュニティの活性化を図るため小さな拠点形成に係る取組を行う地域運営組織等に対する、予算の範囲内における嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小さな拠点 中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が市や事業者、各種団体と協力し、役割分担しながら、各種生活支援機能を集約して確保し、かつ、地域の資源を活用し、仕事や収入を確保する取組をいう。
- (2) 地域運営組織等 地域住民自らが主体となって、市や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織及び新たに当該組織を形成しようとする住民等の集まりをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、地域運営組織等とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、福岡県が定める小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱（令和元年7月12日施行）に定めるところによる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域運営組織等（以下「申請団体」という。）は、別に定める期日までに、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の通知を受けた申請団体（以下「補助事業団体」という。）は、補助対象事業の内容及び補助対象事業に要する経費配分の変更（補助対象経費の20パーセントを超えない額の変更であって補助金の額に変更を生じない場合を除く。）を行う場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、嘉麻市小さな拠点形成促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業団体は、補助対象事業が完了したときは、別に定める期日までに、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支精算書
- (3) 契約書の写し
- (4) 補助対象経費を支出したことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、補助事業団体へ通知するものとする。
(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業団体は、補助金の交付を受けようとするときは、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第7条に規定する補助金の交付の決定の通知をした後において補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合、補助事業団体は、補助金の交付を受けようとするときは、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金概算交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助事業団体は、第9条の規定により実績報告書を提出した日から10日以内に、補助金等の精算をしなければならない。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第12条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和3年度までの補助金について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

団体名称

代表者住所

代表者氏名

印

電話

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり小さな拠点の形成に係る事業を実施したいので、補助金を交付されるよう嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業の概要

3 着手予定日 年 月 日

4 完了予定日 年 月 日

5 申請額 円

6 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

(3) その他必要な書類

別紙 1

事業計画書

1 地域の現状

人口		世帯数	
高齢化率			

2 課題の認識

3 これまでの検討経過、地域住民の合意の状況

4 補助事業全体の概要

5 事業内容・年間計画（スケジュール）

6 地域将来計画の方向性

7 関連して実施する施策（国、県事業を含む）

8 実施体制、役割分担

9 成果目標・数値目標

10 次年度以降の展開、活動資金の確保

別紙2

収支予算書

1 支出の内訳

区分※	総事業費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C (A - B))
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

※ 区分欄は、補助事業を構成する要素毎に記載すること。

2 補助対象経費の内訳

市補助金	円
その他の ()	円
計	円

※ その他の欄には、実施主体である地域運営組織等の負担金、会費、イベント収入、寄付金等を記載すること。

3 備考

--

様式第2号（第8条関係）

年　　月　　日

嘉麻市長

様

団体名称

代表者住所

代表者氏名

印

電話

嘉麻市小さな拠点形成促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり、その内容等を変更したいので、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 変更後の着手・完了予定年月日

（注）事業費に変更が生じる場合は、変更に係る部分について、補助金交付申請書の添付書類に変更後の数値を括弧書きで記載し、添付すること。

様式第3号（第9条関係）

年　月　日

嘉麻市長

様

団体名称

代表者住所

代表者氏名

印

電話

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金実績報告書

年　月　日付け　第　　号で補助金の交付決定
のあった標記事業について、事業が完了したので、嘉麻市小さな拠点形
成促進事業補助金交付規程第9条の規定により下記のとおり関係書類
を添えて報告します。

記

1 事業名

2 完了日 年　月　日

3 補助金交付決定額 円

4 受領済額 円（該当する場合記入）

5 今回請求額 円

（返還の場合は金額の前に▲を付すこと。）

6 添付書類

(1) 事業実績調書（別紙1）

(2) 収支精算書（別紙2）

(3) その他嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程第9条(3)～
(5)に掲げる書類

別紙 1

事業実績調書

1 事業実績・概要

2 小さな拠点形成の効果（今年度及び来年度以降）

3 関連して実施した施策（国、県事業を含む）

4 成果目標の達成度合い

目標 1	当初	
	実績	
	達成度合い	・達成できた　・おおむね達成できた　・達成できなかった
目標 2	当初	
	実績	
	達成度合い	・達成できた　・おおむね達成できた　・達成できなかった

5 工夫・苦労した点、目標を達成できなかった理由など

6 地域将来計画における今後の方向性・展開、課題、課題の克服法など

別紙2

収支精算書

1 支出の内訳

区分※	総事業費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C (A - B))
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

※区分欄は補助事業を構成する要素毎に記載すること。

2 補助対象経費の内訳

市補助金	円
その他の ()	円
計	円

※ その他の欄には、実施主体である地域運営組織等の負担金、会費、イベント収入、寄付金等を記載すること。

3 備考

--

様式第4号（第11条関係）

年　　月　　日

嘉麻市長　　様

団体名称

代表者住所

代表者氏名　　印

電話

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた補助金について、次のとおり、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額　　円

3 振込先

金融機関名 及び支店名等	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()

様式第5号（第11条関係）

年　　月　　日

嘉麻市長　　様

団体名称

代表者住所

代表者氏名

(印)

電話

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金概算交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた補助金について、次のとおり、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程第11条第2項の規定により下記のとおり概算請求します。

記

1 事業名

2 請求額　　円

3 振込先

金融機関名 及び支店名等	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()